



山形県公報

平成15年6月20日(金)
第1450号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....(庄内総合支庁福祉課)...805  
 指定居宅介護支援事業者の指定.....(同)...同  
 県営土地改良事業計画の変更.....(村山総合支庁農村計画課)...806  
 県営土地改良事業計画の決定.....(置賜総合支庁農村計画課)...同  
 土地改良事業施行の適当の決定.....(庄内総合支庁農村計画課)...同  
 同.....(同)...807  
 同.....(同)...同  
 民有保安林指定の予定.....(森林課)...同  
 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...808  
 同.....(同)...同

### 公 告

大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見.....(商業振興課)...809  
 県営住宅入居者の一般公募.....(置賜総合支庁建築課)...同  
 一般競争入札の公告.....(病院事業局)...812  
 同.....(同)...813

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第650号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成15年6月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                           | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日     |
|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------|-----------|
| 有限会社そよ風<br>鶴岡市大字下川字東海林場<br>358番地193 | ヘルパーステーションそよ風<br>鶴岡市大字下川字東海林場358番地193 | 訪 問 介 護       | 平成15.5.13 |
| すずらん・ケア有限会社<br>鶴岡市日出一丁目3番31号        | すずらん・ケア有限会社<br>鶴岡市日出一丁目3番31号          | 訪 問 介 護       | 同 5.27    |

#### 山形県告示第651号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成15年6月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                        | 指定年月日     |
|--------------------------------|------------------------------------|-----------|
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡市双葉町13番45号     | 訪問看護ステーションきずな<br>鶴岡市大字日枝字海老島159番地1 | 平成15.5.28 |
| 有限会社さかたケア・ワーク<br>酒田市東中の口町17番9号 | 有限会社さかたケア・ワーク<br>酒田市東中の口町17番9号     | 同         |

## 山形県告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良（藤田地区農地防災（ため池等整備））事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年6月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良（藤田地区農地防災（ため池等整備））事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
大江町役場
- 縦覧に供する期間  
平成15年6月30日から同年7月29日まで
- その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営仲佐和地区土地改良（ため池等整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年6月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 縦覧に供する書類の名称  
県営仲佐和地区土地改良（ため池等整備）事業計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
白鷹町役場
- 縦覧に供する期間  
平成15年6月26日から同年7月25日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第654号

八幡町から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成15年6月9日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年6月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し（下黒川地区）
- 縦覧に供する場所  
八幡町役場
- 縦覧に供する期間  
平成15年6月20日から同年7月18日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第655号

日向川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成15年6月12日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年6月20日

山形県知事 高橋和雄

## 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し（水上地区）
- (2) 日向川土地改良区定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

遊佐町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成15年6月27日から同年7月28日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第656号

月光川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成15年6月12日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年6月20日

山形県知事 高橋和雄

## 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し（箕輪地区）
- (2) 月光川土地改良区定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

遊佐町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成15年6月27日から同年7月28日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第657号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成15年6月20日

山形県知事 高橋和雄

## 1 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡飯豊町大字小坂字上之向105、107、字丸山155 - 1、156 - 2、字中山道下166、字須郷境167、168、字中山沢170、171 - 1、171 - 2、173、字中山174 - 2、174 - 25から174 - 27まで、174 - 29、字中峠175 - 1、字沢入176 - 1、字木伐沢入177、177 - 丁、178、字大谷地179、180、181 - 1、183 - 乙、字滝之沢184 - 1、184 - 5、185 - 7、185 - 8、186 - 2、字大峠187、字下峠206 - 1から206 - 3まで、207 - 1、207 - 3、字横山沢209 - 13、209 - 60から209 - 62まで、字根堀場214 - 1、214 - 11、214 - 12、大字須郷字大峠335 - 33、字荒清水339 - 2、字中山342、342 - 乙、343 - 丙、344、344 - 乙

## 2 指定の目的

## 公衆の保健

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐は、択伐による。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年6月20日から同年7月3日まで縦覧に供する。

平成15年6月20日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                             | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長         |
|-------------------------------|---|------|------------------|------------|
| 長井市時庭字向171番地4から<br>同 163番地6まで |   | 旧    | 43.5メートル<br>16.4 | メートル<br>76 |
| 同                             | 上 | 新    | 18.5メートル<br>17.0 | 同上         |

## 山形県告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年6月20日から同年7月3日まで縦覧に供する。

平成15年6月20日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中時庭線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延長          |
|--------------------------------|---|------|-----------------|-------------|
| 長井市時庭字向北252番地1から<br>同 152番地1まで |   | 旧    | 12.0メートル<br>5.0 | メートル<br>103 |
| 長井市時庭字向北252番地1から<br>同 162番地1まで |   |      | 13.0メートル<br>8.4 | メートル<br>91  |
| 長井市時庭字向北252番地1から<br>同 152番地1まで |   | 新    | 12.0メートル<br>5.0 | メートル<br>102 |

---

## 公 告

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により酒田市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成15年7月20日まで縦覧に供する。

平成15年6月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ロックショッピングタウン酒田  
酒田市大字酒井新田字一番割1番7号外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年2月4日
- 3 意見の概要  
意見なし

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年6月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                       | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分<br>(贈・譲・貸) | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 金<br>数 | 摘要         |                                        |
|------------------|---------------------------|------|-------------------------------|------|---------------|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|------------|----------------------------------------|
|                  |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |               | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |        |            | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営中田第1ア<br>パート1号 | 米沢市中田町<br>658-3           | 2DK  | 54.7                          | 2    | 特定目的用         | 17,400                  | 21,100                                 | 25,000                                 | 28,800                                 | 33,300                                 | 38,200 | 3月分<br>の家賃 | 単身可                                    |
| 同成島アパー<br>ト1号    | 同成島町三<br>丁目2-96           | 3DK  | 58.0                          | 1    | 一般用           | 15,300                  | 18,500                                 | 21,900                                 | 25,300                                 | 29,200                                 | 33,500 | に相当<br>する額 |                                        |
| 同中田第1ア<br>パート1号  | 同中田町<br>658-3             | 同    | 68.2                          | 1    | 同             | 21,700                  | 26,300                                 | 31,100                                 | 35,900                                 | 41,500                                 | 47,700 |            |                                        |
| 同中田第1ア<br>パート4号  | 同                         | 同    | 75.4                          | 1    | 同             | 25,500                  | 31,000                                 | 36,600                                 | 42,300                                 | 48,800                                 | 56,100 |            |                                        |
| 同中田第1ア<br>パート5号  | 同                         | 同    | 75.4                          | 1    | 同             | 25,800                  | 31,400                                 | 37,100                                 | 42,800                                 | 49,400                                 | 56,800 |            |                                        |
| 同中田第1ア<br>パート6号  | 同                         | 同    | 75.4                          | 1    | 同             | 25,800                  | 31,400                                 | 37,100                                 | 42,800                                 | 49,400                                 | 56,800 |            |                                        |
| 同相生アパー<br>ト2号    | 同相生町7<br>-65              | 同    | 72.9                          | 1    | 同             | 23,400                  | 28,400                                 | 33,600                                 | 38,800                                 | 44,800                                 | 51,500 |            |                                        |
| 同糠野日アパ<br>ート     | 同東置賜郡高島町<br>大字福沢525-<br>5 | 同    | 51.2                          | 2    | 同             | 12,000                  | 14,600                                 | 17,300                                 | 20,000                                 | 23,100                                 | 26,500 |            |                                        |
| 同大町アパー<br>ト      | 同大字高島字町裏<br>695-12        | 同    | 58.0                          | 1    | 同             | 14,200                  | 17,200                                 | 20,300                                 | 23,500                                 | 27,100                                 | 31,200 |            |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成15年7月1日から同月7日まで(ただし、郵送の場合は、平成15年7月7日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 置賜総合支庁建設部建築課

## 5 入居の時期 平成15年8月上旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、CR型一般撮影装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年6月20日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形県新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階大会議室
- (2) 日 時 平成15年8月1日(金) 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 CR型一般撮影装置 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成15年11月28日(金)
- (4) 納入場所 山形県立新庄病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成15年1月24日付け山形県公報第1409号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 9の(1)により提出された製作仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形県新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課 電話番号0233(22)5525

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成15年7月25日(金)までに提出すること。この場合において、製作仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased: General radiographic equipment (computed radiography

type) Quantity: 1

(2) Time-limit for tender: 1:30 P.M, August 1, 2003

(3) Contact point for the notice: Medical Management Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、フラットパネルディテクタの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年6月20日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形県新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階大会議室

(2) 日 時 平成15年8月1日(金) 午後1時45分

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 フラットパネルディテクタ 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成15年11月28日(金)

(4) 納入場所 山形県立新庄病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成15年1月24日付け山形県公報第1409号)により公示された資格を有すること。

(2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(4) 9の(1)により提出された製作仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形県新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課 電話番号0233(22)5525

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成15年7月25日(金)までに提出すること。この場合において、製作仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased: Flat panel detector Quantity: 1
- (2) Time-limit for tender: 1:45 P.M, August 1, 2003
- (3) Contact point for the notice: Medical Management Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行     | 誤    | 正   |
|------------|-----------|-----|-------|------|-----|
| 平成15. 3.31 | 号外(21)    | 13  | 下から11 | 第1条中 | 第1条 |